平成２０年（フ）第１９２号
宮城県伊具郡丸森町筆甫字小筆甫45番地１
債務者　金上　　孝
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７１号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町６番地６
債務者　佐藤　香織
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２１９号
秋田市東通明田12番７号
債務者　須田　晶子（旧姓湯沢）
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１号
秋田市泉北１丁目18番19号
債務者　渡辺十四代
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１号
秋田市仁井田本町２丁目４番49号　アーバンティいとう105号
債務者　加藤　貴士
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０号
秋田市手形山西町２番19―６号
債務者　加藤　義昭
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３号
秋田市山王中島町15番３号　山王ロイヤルハイツ301
債務者　柳谷　好寛
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０号
秋田市河辺松渕字川原田家ノ後１番地18
債務者　菊池　和博
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３号
長野県須坂市大字豊丘363番地
債務者　高野　光男
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
長野県須坂市田の神16番地２
債務者　平澤啓沙枝
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
長野市篠ノ井塩崎6606番地　県住160号
債務者　熊川　浩一
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５号
岐阜県高山市久々野町久々野2372番地
債務者　土川　智子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2819番地の１
債務者　北野　紀子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１２８号
三重県四日市市楠町本郷1504番地44
債務者　松清美陽子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
三重県四日市市三ツ谷東町３番26―105号
債務者　竹田　義光
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
三重県桑名市多度町上之郷728番地
債務者　大平　和子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
三重県四日市市鵜の森１丁目２番15号
債務者　中条　敦子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
三重県四日市市北浜田町12番21―208号
債務者　河端　幸治
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係